

有識者会議における主な指摘

(株式会社商工組合中央金庫法関係)

完全民営化のプロセス

(1) 総論

- ・ 完全民営化は、国民の共有財産を守る観点から、手続きを踏んでしっかりと行うべきではないか。
- ・ 完全民営化機関については、着地点は明確化されているが、早期の完全民営化を促す方がよい。
- ・ 完全民営化機関・廃止機関については、原則として、国の政策の外に出し、それが直ちにできない場合は国も手伝うが、なるべく早く国の関与のない形にして自立させるべきである。

(2) 政府保有株式の処分

- ・ 完全民営化機関・廃止機関への政府出資については、国の資産として国民から見て適切に取り扱われることが重要である。政府出資の管理・処分について、有識者会議として評価・検証を行う必要がある。
- ・ 政府保有株の売却については、7年後のぎりぎりになると見透かされるので、高い価格で売るためにも、タイミングを見計らいながら、早め早めに対応していくことが必要。

株主の構成

- ・ 株主構成などについてよく議論すべきではないか。

財務基盤の整備

(1) 総論

- ・ 財務基盤の整備をどのような形で実現するのか。

(2) 特別準備金

金額の設定

- ・ 株式会社への組織転換に際し既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないような手当てをどのように行うのか。
- ・ 政府出資の準備金化に当たっては、民間の出資者へ不当な利益移転とならないよう、しっかり制度を設計してほしい。

国庫納付

- ・ 特別準備金の国庫納付については、どういう条件を整えば納付することになるかを決めておくべき。また、それは誰が判断するのか。

業務運営

- ・ 中小企業とのリレーションシップなど、これまでの機能や役割を活かしてビジネスモデルをどのように構築するのか。
- ・ 政府出資がある中で預金の資格制限を撤廃することで、地域経済を支える信金や信組の経営を圧迫し、中小企業の資金循環の悪化をもたらすことのないよう、留意するべきではないか。
- ・ 商工中金がこれまで果たしてきた危機対応機能をどのように担保していくのか。

株式会社商工組合中央金庫法の国会審議経過について

(1) 衆議院

- 4 / 1 0 本会議 趣旨説明・質疑
- 4 / 1 1 経済産業委員会（提案理由説明）
- 4 / 1 8 経済産業委員会質疑
- 4 / 2 5 経済産業委員会質疑
- 採決（可決）、附帯決議
- 4 / 2 6 本会議において可決

(2) 参議院

- 5 / 1 1 本会議 趣旨説明・質疑
- 5 / 2 2 経済産業委員会（提案理由説明）
- 5 / 2 4 経済産業委員会質疑
- 採決（可決）、附帯決議
- 5 / 2 5 本会議において可決 成立

国会審議における主なやり取り

(株式会社商工組合中央金庫法関係)

商工中金を完全民営化する意義は本当にあるのか。

商工中金の完全民営化は、「小さくて効率的な政府」を実現するという政策金融改革の趣旨に沿うもの。

これまで70年に亘り中小企業を支えてきた商工中金の機能の根幹を維持すべく、完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築できるよう、各種の措置を講じており、経営の自主性が高まり、多種多様なサービスが提供されることを期待。

商工中金の中小企業金融機能を維持するための措置を講じるべきではないか。

商工中金は、これまで、その企業本来の能力を見極め、表面的な財務状況にとらわれずに融資や経営指導を実施。また、貸し渋り、貸し剥がし等が起きた金融危機時や災害発生時など、いざという時には、真に頼りになる金融機関として融資を迅速かつ安定的に行うなど、多くの中小企業の成長・発展に尽力。

このような中小企業向けの金融機能を確保することは極めて重要であり、商工中金が株式会社化後も引き続き、こうした役割を適切に果たし、中小企業金融機能を維持するため、株主資格者や主たる貸付先を中小企業団体及びその構成員に制限、財務基盤を確保するための措置等を規定。

完全民営化後についても、中小企業金融機能を引き続き維持することが重要であり、そのために必要な措置を講ずる旨を本法に規定。

株式会社化に当たっての財務基盤の確立ための措置が必要ではないか。

中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、既存の民間出資者に不当な利益移転が生

じないよう手当を行い、政府出資のかなりの部分の準備金化を措置。

民営化により収益性が追求され、本来の機能が失われることはないか。

商工中金の本来の役割は、中小企業金融の円滑化を図ること。今後、株式会社化し、さらに政府保有株式を売却していくことになるが、株主資格者や主たる貸付先を中小企業団体等に限定する等の措置を講じており、今後とも、収益性のみ偏ることなく、中小企業向け金融に対する円滑な資金供給機能が果たされるものと期待。

民営化後の商工中金の資金調達が円滑に行われるための措置が講じられるべきではないか。

商工中金が中小企業金融を維持するためには、円滑な資金調達を可能とすることが不可欠。このため、株式会社化後の商工中金について、預金資格の制限撤廃や財務基盤の確保のための措置等により、資金調達基盤を確立。

商工中金の危機対応機能が維持されるための措置が講じられるべきではないか。

商工中金がこれまで危機時において果たしてきた重要な役割に鑑み、株式会社化後においては、株式会社日本政策金融公庫法により創設された危機対応体制における指定金融機関としての指定を受けたものとみなすことにより、移行期においても、適切に危機対応業務を実施。

完全民営化後についても、制度設計において「完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するものとする」とされている。

政府保有株式はどのように処分するのか。

株式会社化後の概ね5年後から7年後を目途として、市場の動向を見つつ、その全部を処分。具体的な処分方法については、公平かつ適切な方法となるよう今後検討。

株式会社化後の商工中金の役員の選任はどのように行うのか。

取締役の選任は、株主総会において、適材適所に選任。ただし、本法において、取締役は、必要な知識・経験を有し、十分な社会的信用を有する者でなければならないこととしている。また、代表取締役の選任については、主務大臣の認可を要するとしているが、制度設計に則って、適切に対応。

株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、我が国経済産業を支える中小企業への円滑な資金供給が極めて重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 商工組合中央金庫の株式会社化・完全民営化を含めた政策金融改革の今後の具体的な実施に当たっては、経済状況の変化に即応して中小企業等の資金ニーズに十分対応しうるよう配慮するものとし、民間金融機関の活動状況も注視しつつ、関係省庁の連携の下、政府全体として遺漏無きを期すること。

二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機能を維持できるよう、基本的な資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金とすること。その際、商工組合中央金庫の強固な財務基盤が確立されるよう、これまで商工組合中央金庫の資本形成に貢献してきた既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を踏まえて、具体的な金額を決定すること。

三 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たされるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、財務基盤が十分に確保されるまでの間特別準備金を有効に活用し、商工債の発行が可能となるよう、法的枠組みその他必要な措置を講ずること。

四 政府保有株式の処分については、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機関としての機能維持に必要な財務基盤が維持されるかたちで、株主となる中小企業団体等の資金余力や国民の貴重な財産である株式の価値最大化等に十分配慮しつつ、慎重にすすめること。

五 危機対応について、これまで商工組合中央金庫が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲での対応が確保され、中小企業者が危機時に、機動的かつ円滑に資金供給を受けられるよう、必要十分な財政措置その他所要の体制を整備すること。

六 株式会社化された商工組合中央金庫において、完全民営化に向けた自主的な取組みの成果が最大限発揮されるよう、天下りも含めた政府関与のあり方について、その趣旨を十分尊重して対応するとともに、職員等に対する意識の醸成に努めること。また、中小企業者の利便となる新商品・新サービス開発へ向けた積極的な取り組みがなされるよう、環境整備に努めること。

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。

二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金とし、既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聴いた上で、その額を決定すること。また、政府保有株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留意しつつ、慎重に処分すること。

三 金融環境の悪化、災害等の危機時の対応について、商工組合中央金庫が行う融資の条件及び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来すことのないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際には、迅速な対応が図られるようにすること。

四 これらの措置を前提とした上で、商工組合中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑になされるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。

右決議する。